

奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 奈良市立学校の適正配置及び適正規模について検討し、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、奈良市学校規模適正化検討委員会(以下「適正化検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 適正化検討委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、検討及び教育長に提言する。

(1) 奈良市立学校の適正配置(統廃合・校区の見直し等)に関する事項

(2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 適正化検討委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 奈良市PTA連合会の役員

(3) 奈良市立学校園長会の役員

(4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とし、再任されることを妨げない。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第2号又は第3号に掲げる委員については、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 適正化検討委員会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、適正化検討委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 適正化検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 適正化検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 適正化検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 会長は、必要と認めるときは、適正化検討委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 適正化検討委員会の庶務は、教育政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、適正化検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成18年6月12日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月12日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年6月7日から施行する。